

将来像を実現するためのまちづくりの目標

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
2-1	都市間 交流・国 際交流	<p>①本市の姉妹都市は、福島県三春町、オーストラリア連邦セントラルハイランズ市、友好都市は和歌山県田辺市、埼玉県吉川市、宮城県気仙沼市であり、市民交流が継続的に行われています。これらの交流を全市域に広がりを持たせながら、双方の経済交流に結びつくような市民交流の促進に努める必要があります。</p> <p>②また、今後さらなる国際交流と多文化共生の推進に向けて、市内国際交流団体等が連携して取り組むための仕組みづくりを検討する必要があります。</p>	2-1-1	多様な交流 活動の推進	<p>①姉妹都市、友好都市については、その意義と役割を大切にしながら双方の市民交流の促進と拡大に努めます。(災害時の相互応援など「絆」を強くします。)</p> <p>②国際交流を目的とする各種団体や学校等の国際交流活動を支援し、市民による国際交流を促進します。</p> <p>③市民を対象とした国際理解を深める講座を開設している団体への支援を図りながら、お互いの文化の違いを認め合い、理解を深めるための啓発を行います。</p> <p>④小学校における総合的な学習や特別活動の時間を活用するとともに、社会教育事業を通じて子供たちの国際理解を深めます。</p> <p>⑤留学生等のホームステイ等による受け入れ態勢の整備や留学生等と市民との交流機会の拡充を図ります。</p> <p>⑥国際ボランティア活動への支援、協力について、市民の自主的な取り組みを促進します。</p> <p>⑦国際交流団体等の連携組織の仕組みづくりを検討します。</p>	<p>・国内外の交流活動に積極的に参加しましょう。</p> <p>・留学生等のためのホームステイ受け入れに協力しましょう。</p>		<p>・姉妹都市、友好都市等の交流回数</p> <p>・国際交流団体数</p> <p>・国際交流団体の連携組織数</p>
		<p>③本市の平成26年10月末現在の外国人の人口比率は、0.6%となっており、国籍では、中国、フィリピン、韓国・朝鮮が多くを占めています。外国人の人口比率は、平成17年末の0.86%に比べると減少しています。日本に長期間居住する外国人の増加を受け、多文化共生社会の実現が求められていますが、文化の違いや言葉の障害などでコミュニケーションがうまくいかないなど、学校教育、市民生活、災害時の対応等、顕在化していないものも含めて課題があります。</p> <p>④現在、各地域の国際交流団体等で日本語教師養成講座や日本語教室等、在住外国人の支援事業を実施しており、これらの事業を通じて交流が行われています。国籍に関わらず同じ地域に暮らす市民として良好な人間関係を築くことが大切であり、市民の活動を支援し啓発に努める必要があります。</p> <p>⑤加えて、ILCの誘致実現後の外国人研究者とその家族の受け入れ等への対応についても、国際交流団体が補完的な役割を果たせるよう支援しながら、市民と在住外国人がともに安心して暮らせる環境を整備する必要があります。</p>	2-1-2	在住外国人 に優しいま ちづくり	<p>①国際交流団体等への支援を図りながら、在住外国人に日本語を指導できる人材育成のための講座や、市民と在住外国人との交流の場を提供することにより、市民と在住外国人がともに安心して暮らせる環境の整備に努めます。</p> <p>②市内で生活する在住外国人に対応するため、案内板の外国語表記や情報提供の充実を図るなど、在住外国人が安全安心な生活ができる環境整備に努めます。</p>	<p>・市民と在住外国人との交流活動に参加・協力しましょう。</p> <p>・日本語学習の機会を広めるため、日本語教師養成講座等に積極的に参加しましょう。</p>		日本語教室の 開催回数

将来像を実現するためのまちづくりの目標

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
2-2	道路	<p>①本市は、1,256.42km<sup>2</sup>と県下第2位の面積を有しており、高速道路をはじめ、国道(7路線)、主要地方道(9路線)、一般県道(30路線)などにより骨格的な道路ネットワークが形成されています。</p> <p>②国道4号は、朝夕の交通渋滞が慢性化しており、交通事故対策事業等による早期完了が課題となっているほか、国道4号を補完し災害時の渋滞緩和を図る新たな南北の幹線道路の整備も課題となっています。</p> <p>③東日本大震災における沿岸被災地への支援活動及び災害時の迅速な救援活動や救急活動のためには、東西に広がる市域を横断し、沿岸部と内陸部を結ぶ国道284号や343号、さらに、本市から宮城県へ通じる国道342号、456号、457号の急カーブ・急勾配の解消や狭隘部の改良など大型車両の通行に支障のない道路の早期整備が課題となっています。</p>	2-2-1	広域ネットワークの充実	<p>①東北縦貫自動車道、三陸沿岸道路、みやぎ県北高速幹線道路とのアクセス向上を図ります。</p> <p>②市内の拠点地区を結ぶ国道、主要地方道、一般県道の利便性・快適性を図ります。</p> <p>③国道4号は、高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完了、高梨交差点以南の交通事故対策事業区間の拡大、大槻交差点から平泉バイパス南口交差点までの渋滞解消を図る早期拡幅整備などを関係機関に働きかけます。</p> <p>④国道284号は、室根バイパスの早期完成、石法華地区の早期整備などを関係機関に働きかけます。</p> <p>⑤国道342号は、白崖地区の早期完成、白崖地区から宮城県境までの早期整備、大槻交差点から一関東工業団地を経て、金沢地区までのルート変更などを関係機関に働きかけます。</p> <p>⑥国道343号は、新笹ノ田トンネルの早期事業化、市道大原洪民線の国道昇格及び整備などを関係機関に働きかけます。</p> <p>⑦国道456号は、大東・千厩・藤沢地域における改良整備等を関係機関に働きかけます。</p> <p>⑧国道457号は、一関市萩荘地区における道路改築などを関係機関に働きかけます。</p> <p>⑨県道は、主要地方道一関北上線(新柵の瀬橋の整備促進等)、一関大東線(東山町柴宿から大東町摺沢までの抜本的な改良整備等)、花泉藤沢線、弥栄金成線、本吉室根線などの整備促進のほか、一般県道の整備促進、国道4号を補完する西側ルート of 整備などを関係機関に働きかけます。</p> <p>⑩一関・気仙沼間の地域高規格道路の早期実現を関係機関に働きかけます。</p>	広域的な幹線道路の整備促進を要請する活動に協力しましょう。		
2-2		<p>④広域的な幹線道路網や高速交通へアクセスする道路と、地域に密着し市民生活にとって関わりの深い生活道路網の整備は、市民の利便性の向上を図るため、今後とも継続して各地域において推進する必要があります。</p>	2-2-2	市内ネットワークの拡充	<p>①市道や都市計画道路については、地域間の交流や公的施設へのアクセス、市街地の安全で円滑な交通の確保を考慮しながら、計画的、体系的な整備を進めます。</p> <p>②市内の地域間を結ぶ道路網については、国県道を補完し、市民生活の利便性の維持・向上を図るよう、交通量や緊急度、道路網としての位置づけ等総合的に検討し、効果的・効率的な整備に努めます。</p> <p>③地域に密着し市民生活にとって最も関わりの深い生活道路としての市道については、より市民の利便性の向上と安全を確保する整備に努めます。</p>	・道路の新設や拡幅に当たっては、道路整備の計画づくり、用地協力や工事に協力しましょう。		・市道改良率(全路線) ・市道改良率(幹線市道) ・市道舗装率(全路線) ・市道舗装率(幹線市道)
2-2		<p>⑤歩行者の安全確保のための歩道の整備や防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置など交通安全施設の整備、さらに、高齢者対策として歩道のバリアフリー化などを推進していく必要があります。</p> <p>⑥これまでに建設した道路施設の老朽化が進行する中、市民の安全・安心と快適な道路環境を維持する必要があります。</p> <p>⑦また、良好な道路環境を維持管理していくため、地域住民の協力を得ながら協働で取り組んでいくことが必要です。</p>	2-2-3	安心・安全・快適な道路環境づくり	<p>①交通量の多い幹線道路について、歩行者や自転車、車いす利用者の安全を確保するため、歩道の整備や段差解消、勾配緩和等を進めるとともに、生活道路や通学路の安全対策の充実に努めます。</p> <p>②県と連携しながら、きめ細かな除雪に努めるとともに、道路や道路側溝の損傷箇所を迅速に把握し、補修するなど、事故等の発生防止に努め、道路施設の点検、維持、更新により長寿命化を図ります。</p> <p>③誰からも見やすくわかりやすい交通案内標識の設置や施設等への誘導案内表示の設置など、利用しやすい交通環境の整備に努めます。</p>	・冬期の安全な交通を確保するため、道路の除雪に協力しましょう。 ・道路の草刈やごみ拾い、側溝清掃など身近な道路の維持管理について、地域住民の参加で取り組みを進めましょう。	5-8-2 交通安全対策の推進	歩道設置済市道延長(km)

将来像を実現するためのまちづくりの目標

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
2-3	公共交通	①広域的な活動、経済交流を活発化させるため、鉄道や高速バスによる広域的な高速交通の利便性を高める必要があります。 ②世界遺産登録となった「平泉」をはじめ各地の観光地を訪れる観光客に対応するため、首都圏とのアクセス向上、速達化を図るなど更なる一ノ関駅の拠点性の向上が求められています。	2-3-1	公共交通機関の充実	①広域的な活動、経済交流を促進する高速交通の充実と一ノ関駅の交通結節点としての機能充実を図りながら、公共交通の充実による鉄道・バスの利便性向上を目指します。	・鉄道やバスなど公共交通機関を積極的に利用しましょう。		一ノ関駅乗車数(1日当たりの乗車数)
		③路線バスは、住民の生活の足を確保するために、国や県と共に民間運行事業者に補助金を交付したり、市が独自にバス事業を展開してきたが、年々利用者は減少傾向にあり、それに伴い行政の財政負担は増加傾向にあります。 ④路線バスの利用促進と運行の効率化による持続可能な運行形態を確立する必要があります。 ⑤高齢化社会を迎えている今日、自宅からバス停までの移動が困難な高齢者がいるなど、従来の路線バスでは対応できない状況もあり、地域の実情に合った運行方式を選択して運行する必要があります。	2-3-2	生活交通の維持確保	①JR、民間路線バス、市営バス等の役割分担と、各交通機関との乗り継ぎの利便性を高めるなど、公共交通ネットワーク網の維持確保を目指します。 ②市民の「生活の足」を確保していくため、地域(市民等)、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携、協働して公共交通を守り育てる体制を整えます。 ③通院、通学、買い物など利用目的に配慮したダイヤ編成やルート設定、フリー乗降区間の設定など、利便性の向上によるバスの利用促進を図ります。 ④人口密集地にはコンパクトな路線運営を、人口希薄地域には低コストでの利便性を確保するなど、地域の実情に合った合理的な運行方式を導入して参ります。 ⑤バス利用者の減少と財政負担の増加の現状を踏まえ、利用促進に努めながら、かつ、需要に応じた合理的な運行を行い、財政負担の増加を抑えます。	・自家用自動車の利用を減らすなどして、環境にやさしい公共交通の利用に努めましょう。		・平均乗車密度 ・年間利用者数 ・花泉駅、摺沢駅、千厩駅乗車数(1日当たりの乗車数)
2-4	地域情報化	①少子高齢化が進み、社会構造が変化の中で、都市部と格差のない情報通信基盤を整備することは、持続可能な地域社会の実現に向けて重要です。 ②また、市内の固定系超高速ブロードバンドサービス基盤整備率はおよそ9割であるが、利用率は35%に留まっている(H26.1.14現在)ことから、今後は利用率を向上させ、ICT(情報通信技術)を変化する社会構造の中で活用することが必要です。	2-4-1	情報通信基盤の整備と活用	①公衆無線LANを整備するなどし、ICT(情報通信技術)の利用促進に取り組む。 ②マイナンバー制度による、マイポータルを活用した行政情報の提供に取り組む。 ③地上デジタルテレビ放送の格差のない難視聴対策に取り組む。 ④固定系超高速インターネットの利用が全市内で可能となるよう通信事業者と協力するとともに、エリア拡大を要望する。 ⑤携帯電話不感地帯の解消及び携帯電話通話網による高速インターネットの利用が全域で可能となるよう通信業者に要望する。			マイポータルの活用(件)
		③緊急告知ラジオは、市内全世帯、事業所等へ配布した。 ④電波状況、地形などにより難聴世帯が存在する。 ⑤聴取調査を平成26年度に行ったが、放送を聞いていると回答した世帯が54%と半数をやや超えた程度である。	2-4-2	情報の発信と提供	①地域文化・経済の発展に寄与するためコミュニティFM放送を活用し、地域に密着した情報提供や災害時の情報伝達を行います。		5-6-2 6-1-2 災害に強いまちづくり	コミュニティFM番組を聞いている世帯(全世帯に対する%)
2-5	地域づくり活動	①市民や各団体が進める多様な活動を支援するため、平成25年4月に市街地活性化センター「なのはなプラザ」に”いちのせき市民活動センター”を設置し、市民活動団体からの相談受付や情報発信、市民活動講座の開催などを実施しています。 ②平成27年4月から公民館を市民センターにし地域づくりの拠点として位置付けており、今後、公民館単位を基本とする地域協働体の設立が進むことによって、各地域の特性を活かした地域づくりがさらに進めやすくなります。 ③また、いちのせき元気な地域づくり事業や地域おこし事業の実施により、地域の住民や各種団体が地域づくりに主体的に関わる機運が醸成されてきております。 ④こうした状況を踏まえ、住民や各種団体等が、さらに活動しやすい環境を整えるとともに必要な支援を行い、市民憲章の実現を図る必要があります。	2-5-1	地域づくり活動の啓発と意識醸成	①市民憲章の精神を生かした活動の展開に向けて、市民憲章の普及啓発に努めます。 ②地域住民や各種団体の地域づくり活動への参加を促進します。	市民憲章の精神を実践する活動に取り組みましょう。	2-6-1 コミュニティ意識の向上 2-6-2 コミュニティ活動の充実	地域づくり団体数

将来像を実現するためのまちづくりの目標

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

①施策No.	②施策	③現状と課題	④単位No.	⑤次期 単位施策	⑥次期基本計画単位施策(施策の展開)	⑦市民の参画	⑧関連施策	⑨指標項目
			2-5-2	地域づくり活動の育成支援と活動支援	①自治会、NPO、地域協働体等の活動を支援するとともに、各団体相互の連携促進を図り、市民主体のまちづくりを目指します。 ②地域の住民や各種団体が、積極的に地域づくり活動に参加できるように、地域おこしの意識啓発と支援策を実施します。	地域づくり活動に取り組みましょう。	2-6-2 コミュニティ活動の充実	地域づくり団体数
		⑤人口減少や少子化の要因の一つとして、未婚率の高さや晩婚化の問題が考えられる。結婚数の減少は、人口減少につながるものであり、人口減少を少しでも緩やかにし、地域の活性化を図る取り組みの一つとして結婚活動支援が求められています。 ⑥イベントの参加状況や、結婚活動に対する個人の意識など、限られた範囲での事業実施には限界があり、広域的な事業展開が求められています。 ⑦当市の人口減少や少子高齢化は、依然として継続しており、今や国を挙げて取り組む問題となっている。 ⑧様々な移住定住施策を展開し、ある程度の実績をあげることができた。 ⑨今後は、移住者への支援の仕組みは各市町村とも横並びの状態になることが想定される。 ⑩したがって、当市の魅力を生かした、当市にしかないもののアピール、移住してきてほしいターゲットの絞り込みなどについて、市民の参画をいただきながら取り組まなくてはならない。	2-5-3	移住・定住の促進	①地域行事や地域活動への参加や自己啓発のための交流活動を通じ、人とのつながりの場、出会いの場を地域・市全体で作りに上げていく環境づくりに努めます。 ②結婚に対する個人の意思を尊重しながら、出会いがあっても結婚に踏み切れない独身男女の後押しやサポートに努めます。 ③移住・定住希望者のニーズに対応した地域情報に加え、豊かな自然、交通の利便性、本市で実施している施策など本市の魅力の積極的な情報発信に努めます。 ④移住・定住者を支援する各種行政サービスの充実を行い、移住・定住を促進します。 ⑤地域住民の移住・定住に対する理解を深め、地域住民と行政の協働による受入環境づくりを進めます。	・移住者の受入環境整備のため、行政と地域住民等との協働で受入組織を立ち上げる。	1-1-1 魅力ある農業と担い手づくり 5-1 医療	移住者実績
2-6	地域コミュニティ	①現代社会においては、少子高齢化と核家族化が進行しており、福祉、安全などが地域課題として挙げられています。これらの地域課題に対し、地域コミュニティによる対応が期待されていますが、基盤となる自治会等においても構成員の高齢化や人材不足、役員のなり手がいないなど、それに対する対応が必要となっています。 ②このような状況の中、地域課題を共有しその解決を図るための地域コミュニティの自主的な連携組織として、地域協働体の組織化が進んできていますが、活力ある地域コミュニティを実現するため、住民一人ひとりが地域づくりの当事者として、主体的に参画する意識の向上を図りながら、地域の連携をより深めていく必要があります。	2-6-1	コミュニティ意識の向上	①市民一人ひとりが地域づくりの当事者として、地域課題など自らの地域の状況を認識し、その解決に向けた取り組みに参画するなど、地域コミュニティ意識の向上とともに、地域の連携の強化を図ります。	地域のことを知り学び、地域課題の共有と解決策の話し合いを行い、コミュニティ意識を高めていきましょう。		市民センター管轄区域数に対する地域協働体の設立数(団体)
		③住みよいまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの基盤となる自治会等の果たす役割がより重要となってきております。 ④しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化、ライフスタイルの変化など、地域社会の環境の変化は、構成員の高齢化や人員不足、後継者不足、活動の低迷など自治会運営にも影響を与えている現状にあります。 ⑤今後、地域コミュニティ活動を活性化するためには、地域コミュニティの基盤である自治会等の組織の強化充実を図るとともに、地域コミュニティの連携組織である地域協働体などによる地域協働の取り組みが重要になっております。	2-6-2	コミュニティ活動の充実	①地域コミュニティの基盤である自治会等の活動やコミュニティ活動の拠点となる自治集会所等の整備を支援します。 ②地域協働体に取り組む自主的な地域づくり活動を支援します。	・地域の自治会活動や地域づくり活動に参加しましょう。 ・コミュニティ組織相互の交流と連携を深め、まちづくりの輪を広げていきましょう。		自治会等登録団体に占める事業実施団体の割合(%)